

秋田県告示第361号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定に基づき、公示する。

令和3年6月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
山根1号	秋田県能代市二ツ井町字高関及び山根並びに同市二ツ井町種字上山崎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山根2号	秋田県能代市二ツ井町字山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
太田面	秋田県能代市二ツ井町字太田面、沢口及び山根並びに同市二ツ井町種字上山崎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
沢口	秋田県能代市二ツ井町種字上山崎及び宮ノ下並びに同市二ツ井町字沢口（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
高関	秋田県能代市二ツ井町字高関及び山崎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
梅内	秋田県能代市二ツ井町梅内字前田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
石田	秋田県能代市二ツ井町梅内字石田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
鬼神	秋田県能代市二ツ井町仁鮎字鬼神前田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
堰根台	秋田県能代市二ツ井町仁鮎字鬼神前田及び鬼神沢並びに同市二ツ井町小掛字堰根台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
種1号	秋田県能代市二ツ井町種字熊野堂前（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
鎌谷	秋田県能代市二ツ井町種字鎌谷沢出口及び喜左エ門沢出口（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
外面	秋田県能代市二ツ井町種字外面（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
竹原	秋田県能代市二ツ井町種字上山崎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
竹原2号	秋田県能代市二ツ井町種字大沢及び上山崎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
竹原3号	秋田県能代市二ツ井町種字上山崎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
竹原4号	秋田県能代市二ツ井町種字上山崎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
上山崎1号	秋田県能代市二ツ井町字上山崎（次の図のとおり）		
上山崎2号	秋田県能代市二ツ井町字上山崎及び同市二ツ井町種字宮ノ下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
荻又石	秋田県能代市二ツ井町荻又石字荻又石（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
白岩悪戸	秋田県能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根及び平成新田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
家の前	秋田県能代市二ツ井町駒形字家前及び矢崎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
家の前1号	秋田県能代市二ツ井町駒形字家前、家後、堤沢、関口及び本沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
白砂下1号	秋田県能代市二ツ井町切石字竜毛沢、館腰及び白砂下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	

田ノ沢	秋田県能代市二ツ井町梅内字大面及び様ノ下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
白岩悪戸2号	秋田県能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
白岩悪戸3号	秋田県能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根及び同市二ツ井町種字鳥帽子形（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
白岩悪戸1号	秋田県能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
清水2号	秋田県能代市二ツ井町飛根字高清水及び町頭並びに同市二ツ井町駒形字塚ノ岱（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
清水3号	秋田県能代市二ツ井町飛根字高清水及び町頭（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
小掛道	秋田県能代市二ツ井町仁鮎字小掛道（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩下	秋田県能代市二ツ井町仁鮎字岩下及び小掛道並びに同市二ツ井町小掛字後台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
沢口沢	秋田県能代市二ツ井町字沢口及び同市二ツ井町種字宮ノ下（次の図のとおり）	土石流
沢口沢2	秋田県能代市二ツ井町字沢口及び同市二ツ井町種字宮ノ下（次の図のとおり）	土石流
梅内沢1	秋田県能代市二ツ井町梅内字前田及び後山（次の図のとおり）	土石流
梅内沢2	秋田県能代市二ツ井町梅内字前田及び後山（次の図のとおり）	土石流
滝の沢	秋田県能代市二ツ井町仁鮎字鬼神前田及び不動ヶ沢並びに同市二ツ井町小掛字堰根台（次の図のとおり）	土石流
与作沢	秋田県能代市二ツ井町種字柳原及び与作沢出口（次の図のとおり）	土石流
横沢	秋田県能代市二ツ井町種字外面（次の図のとおり）	土石流
外面沢	秋田県能代市二ツ井町種字外面（次の図のとおり）	土石流
上山崎2	秋田県能代市二ツ井町字山崎及び同市二ツ井町種字上山崎（次の図のとおり）	土石流
町館沢1	秋田県能代市二ツ井町字上山崎及び同市二ツ井町種字宮ノ下（次の図のとおり）	土石流
鍛冶沢	秋田県能代市二ツ井町小掛字弘川、滝ノ沢、鍛冶沢及び鍛冶長根（次の図のとおり）	土石流
荻又石沢	秋田県能代市二ツ井町荻又石字荻又石（次の図のとおり）	土石流
桜沢	秋田県能代市二ツ井町種字桜沢、上古館、熊野堂前及び宮ノ下（次の図のとおり）	土石流
鎌谷沢2	秋田県能代市二ツ井町字鳥帽子形及び大正新田並びに同市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根、平成新田及び白岩新田（次の図のとおり）	土石流
茂浦3号	秋田県山本郡八峰町八森字滝の上（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
椿1号	秋田県山本郡八峰町八森字家の上及び椿（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
椿	秋田県山本郡八峰町八森字椿（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
椿台	秋田県山本郡八峰町八森字椿台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
塚ノ台4号	秋田県山本郡八峰町八森字塚の台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
本館	秋田県山本郡八峰町八森字無仙（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

大久保岱1号	秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字大久保岱（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
大久保岱2号	秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字大久保岱（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
塙1号	秋田県山本郡八峰町峰浜塙字塙（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
塙	秋田県山本郡八峰町峰浜塙字塙（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
椿台沢2	秋田県山本郡八峰町八森字鹿の浦及び椿台（次の図のとおり）	土石流
新川	秋田県山本郡八峰町八森字本倉の沢、本館、本館中台、新本館、本館台、諸沢下脇、諸沢上脇、鶯長根及び中嶋（次の図のとおり）	土石流
貝沢	秋田県由利本荘市鳥海町伏見字上貝沢及び大沢山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
貝沢1号	秋田県由利本荘市鳥海町伏見字貝林及び下貝沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
才ノ神	秋田県由利本荘市鳥海町才ノ神字上谷地、前谷地及び中谷地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
猿倉2号	秋田県由利本荘市鳥海町猿倉字宮ノ沢及び棚ノ木沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
猿倉1号	秋田県由利本荘市鳥海町猿倉字清水下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
猿倉	秋田県由利本荘市鳥海町猿倉字山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
中谷地	秋田県由利本荘市鳥海町才ノ神字中谷地及び前谷地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
迹小屋	秋田県由利本荘市鳥海町下直根字迹小屋及び中村（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
四ツ矢	秋田県由利本荘市鳥海町中直根字四ツ矢及び礮ノ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
大森	秋田県由利本荘市鳥海町才ノ神字上谷地及び大森（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
長根下	秋田県由利本荘市鳥海町猿倉字長根下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
岡田代2号	秋田県由利本荘市鳥海町下直根字岡田代及び立居地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
岡田代1号	秋田県由利本荘市鳥海町下直根字岡田代及び立居地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷地	秋田県由利本荘市鳥海町下直根字大谷地及び打越（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
清水沢1号	秋田県由利本荘市鳥海町中直根字清水沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
清水沢2号	秋田県由利本荘市鳥海町中直根字清水沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
礮ノ沢1号	秋田県由利本荘市鳥海町中直根字礮ノ沢及びヒノ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
野宅1号	秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字櫓連（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
竜巻	秋田県由利本荘市石脇字竜巻（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
貝沢	秋田県由利本荘市鳥海町伏見字下貝沢及び貝林（次の図のとおり）	土石流
猿倉1	秋田県由利本荘市鳥海町猿倉字山根及び梵天野（次の図のとおり）	土石流
礮ノ沢川左支	秋田県由利本荘市鳥海町中直根字四ツ矢、山ノ下及	土石流

流	びひノ沢（次の図のとおり）	
猿倉沢 2	秋田県由利本荘市鳥海町猿倉字長根下、清水下及び山根（次の図のとおり）	土石流
ミヤノ沢	秋田県由利本荘市鳥海町猿倉字宮ノ沢及び清水下（次の図のとおり）	土石流
ガニ沢	秋田県由利本荘市鳥海町猿倉字棚木沢及び上大川端並びに同市鳥海町オノ神字大森及び上谷地（次の図のとおり）	土石流
川端沢 3	秋田県由利本荘市鳥海町中直根字川端、前ノ沢及び茅野（次の図のとおり）	土石流
清水ノ沢	秋田県由利本荘市鳥海町中直根字清水沢（次の図のとおり）	土石流
前沢沢 2	秋田県由利本荘市鳥海町中直根字館ノ沢、前ノ沢、茅野及び中村（次の図のとおり）	土石流
上野宅沢	秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字砥沢（次の図のとおり）	土石流
櫓沢	秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字櫓連、砥沢及び高鼻（次の図のとおり）	土石流
一本松沢	秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字櫓連及び砥沢（次の図のとおり）	土石流
根堀沢	秋田県由利本荘市前郷字根堀台（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課、関係地域振興局建設部及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。